

【三田ヶ谷支部】

市民座談会懇談内容（概要）

①土木工事に関する自治会要望について

（質問）

2年ごとの申請で1地区1案件の受付の場合、継続案件であると新規案件の申請が出来ない。道路等でも危険箇所があり、毎年何件でも受けつけてもらえないか。

（回答）

→ 生活道路や農業用排水の工事は、2年に1回、自治会要望として申請いただき、実施しているところ。2年に1回で、まとまった工事が実施できるようにしている。

1地区あたりの予算配分額も、年々厳しくなっているが、要望には、短期間で低予算で実施できる工事もある。そのような場合は、複数の要望をいただくことも差し支えないので、相談いただきたい。できる限りのことは実施していきたいと考えている。

②太陽光発電敷地管理の運用

（質問）

管理施設から雑草が道路などに出て、事故などの危険もある。管理者にどのように伝えているのか。

（回答）

→ 市内で、太陽光発電設備の設置を行う際は、ガイドラインにより、30日前までに届出が必要。市は事業者に対して事前指導を行っており、設置者の連絡先等を記した看板の設置も求めている。設置者やその管理者が適正に敷地内の雑草等の管理を行うこととなるので、適切な管理が出来ていない場合は、環境課まで連絡をいただければ、その都度指導する。

③空き家、休耕地について

(質問)

苦情があったり、連絡先がわからないケースなどもあり、市としても対応をお願いしたい。

(回答)

→ 空家は、平成29年度の調査で、三田ヶ谷地区は31件となっている。市では、平成29年に条例を制定し、平成31年には、対応策などをまとめた計画を策定した。基本的に、空き家の管理は、管理者責任が大前提となっている。しかし、周辺に悪影響を及ぼしているなどの苦情があった場合は、環境課にて、所有者等に対して適切な管理を促す文書を送付している。また、空き家の相談窓口、個別相談会などを実施している。

しかし、管理者が遠方地など、直ぐに解消に至らないケースがありうる。

市としても、樹木剪定や雑草の除去への対応として、「シルバー人材センター」やその他民間事業者などを紹介し、所有者の協力が得られるよう、粘り強く交渉を進めている。

相談案件がありましたら、環境課へご相談いただき、空き地や空き家の適正管理と活用について、引き続き、働きかけをしていきたい。

耕作放棄地は、周辺にあたる悪影響が心配される場所。三田ヶ谷地区の耕作放棄地は6.6haで、昨年より1.3ha増加している。耕作放棄地の管理も、所有者による管理が大原則。ただ、近隣住民などから雑草等に関する苦情・相談があった場合の対応は、現地確認や改善指導の文書発送、場合によっては、直接、自宅等で指導するなど、空き家の対策と同様となる。

④三田ヶ谷小学校北側、大学グラウンドの有効活用は？

(質問)

グラウンドの電柱が一部傾いており、ネットに草が絡み強風の際に倒れないか心配だが、なんとかならないか。

(回答)

→ 三田ヶ谷小学校の北西側のグラウンドは、川口市にある大学のグラウンド用地となっている。これまで、イベントの駐車場として借用したりしたことがある。これまでも、管理者の大学に、適切な管理をしていただけるよう、文書で依頼をしている。今回も大学へ電話連絡をし、地元が心配されていることを直接伝え、適正管理を依頼したところで委託業者へ発注依頼をかけるとのこと。引き続き、敷地の適切管理についてお願いするよう促していく。

⑤ 小学校統合後の三田ヶ谷小学校について

(質問)

避難所としてそのまま残るが維持管理はできるか、また、建物を行事等で使用できるものか。

(回答)

→ 再編成の基本方針案は、様々な意見をいただいたため、羽生市立学校適正規模審議会において再検討し、1月に地区説明会を開催し、本年度中に決定したいと考えている。再編成後の小学校は、建物をすぐに取り壊すことは考えていない。学校の跡地利用は今後のまちづくりの観点からも重要であり、保護者や地域の皆様、学校関係者の意見を聴いて、検討する。

【その他】

(質問と回答)

- Q 清掃センターの移転について。近隣にあり、粗大ごみの搬入など助かっていた部分もあった。移転後の粗大ごみの集積など、困ることがないようにしてほしい。市の中心部の方には、軽トラの貸し出しなどもあってもいいかもしれない。
- A 清掃センターは令和9年度に移転、10年度に取り壊しのスケジュールでいる。粗大ごみの収集は年に4回としており、これを維持したいと思うが、収集体制のあり方などは引き続き検討していきたい。